

令和4年2月18日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
〃	柏木 洋志		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第1回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
 - ① 会期、日程(案)について
 - ② 議事日程(案)について
 - ③ 予算特別委員会の運営について
 - ④ 市長施政方針表明に対する会派代表質問について
- (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
 - ① 議案等について
 - ② 請願・陳情について
 - ③ 追加議案について
 - ④ 各常任委員会への報告事項について
- (3) 議員提出議案の提出期限について

2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。第1回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まず、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。着座のまま失礼させていただきます。皆様方におかれましては、第1回定例会を控え、何かと御多用中にもかかわらず御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。議案等も多いようでございますので、ぜひとも慎重協議をよろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は、令和4年国立市議会第1回定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、大変ありがとうございます。

今回の提出予定案件でございますが、初めに、条例案につきましては、くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案外全部で9件を提出させていただいております。このうち、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、東京都人事委員会の勧告に基づいて、職員の期末手当の支給率を引き下げる内容でございますが、3月期期末手当での調整を予定しておりますので、本会議初日に即決でお取扱いいただきますようお願いいたします。

次に、規約案についてですが、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議案を提出させていただいております。こちらの議案につきましても、初日即決でお取扱いを頂きますようお願い申し上げます。

次に、補正予算案についてですが、令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案の外各特別会計、下水道事業会計を含め、全部で5件の補正予算案を提出させていただいております。

また、令和4年度の予算案につきましても、令和4年度一般会計予算案の外各特別会計、下水道事業会計も含めて、全部で5件の予算案を提出させていただいております。

次に、追加提出予定案件ですが、生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問につきましては、準備が整い次第、前半の本会議中に追加議案として提出させていただきますので、お取扱いのほどよろしくお願い申し上げます。

また、国会に提案中の地方税法等の一部を改正する法律が公布され次第、関連部分の改正について、国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案を追加議案として提出させていただく予定でございます。

最後に、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についての案件と、3件の国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計4件の人事案件につきましては、調整がつき次第、追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題 1. 第 1 回定例会の議事運営について

(1) 会期、日程（案）等について

① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題 1、第 1 回定例会の議事運営について、(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、会期、日程（案）について御説明を申し上げます。

市長提出議案等でございますが、条例案、規約の変更及び予算案で、合計20件でございます。

次に、議員提出議案でございますが、会議規則の改正案 1 件でございます。

請願・陳情でございますが、今回、請願書と記載をされたものが 1 件提出されております。後ほど御確認いただきたいと存じますが、紹介議員の署名等がないため、陳情として取り扱うこととしております。それを含めて陳情が14件提出されております。そのうち、郵送分が 4 件でございます。郵送による陳情につきましては、先例及び委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準に基づき、その写しを各会派へ御配付を致しております。そのほか継続審査となっている陳情が 1 件ございます。

一般質問につきましては、通告者が20名でございましたので、4 日間で行います。

そのほか、第 1 回定例会は、会期中の 2 月 28 日月曜日に、市長施政方針表明に対する会派代表質問をはじめ、予算特別委員会及び新年度予算に対する会派代表討論を行うこととなっております。

加えて、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えて会期を想定しておりますので、会期は 2 月 24 日木曜日から 3 月 31 日木曜日までの 36 日間とする案としてございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和 4 年国立市議会第 1 回定例会日程表について御説明を申し上げます。なお、日程表中、本会議等を行わない日について、市の休日に該当する日は休会、それ以外の日は休会予定と表記を致しておりますが、以下の説明では、単に休会との表現にさせていただきますので、あらかじめ御了承いただくようお願いを申し上げます。

2 月 24 日木曜日が本会議の初日でございます。初日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、市長施政方針表明、議案等上程・委員会付託、採決まででございます。25 日金曜日から 27 日日曜日までは休会とし、28 日月曜日は、市長施政方針表明に対する会派代表質問を行います。

3 月 1 日火曜日からは一般質問に入り、4 日金曜日までの各日 5 名の割り振りで行うこととなります。

5 日土曜日から 7 日月曜日までは休会とし、8 日火曜日から 11 日金曜日までの 4 日間は、予算特別委員会を予定しております。12 日土曜日と 13 日日曜日は休会と致します。14 日月曜日が付託事件審査のための議会運営委員会、15 日火曜日が総務文教委員会、16 日水曜日が建設環境委員会、17 日木曜日が福祉保険委員会でございます。

18 日金曜日から 23 日水曜日までは最終本会議に向けての事務整理等のため休会とし、22 日火曜日に、最終本会議の議事運営に関する議会運営委員会を開催いたします。最終本会議は、24 日木曜日とする日程案でございます。

なお、31 日木曜日までは予備日としているところでございます。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 議事日程(案)について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②議事日程(案)について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程(案)について御説明を申し上げます。お手元の議事日程(第1号)を御覧願います。

議事日程は、おおむね前例に倣い配列いたしております。初日の議事日程につきましては、日程第35、陳情第9号の委員会付託までで散会し、2月28日月曜日は、日程第36、市長施政方針表明に対する会派代表質問を行います。3月1日火曜日からは、日程第37、一般質問に入るという案でございます。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



③ 予算特別委員会の運営について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、③予算特別委員会の運営について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、予算特別委員会の運営について御説明を致します。

新年度予算は、先例により、副市長から提案説明を受けた後、本会議における提案説明に対する質疑は省略し、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し付託する扱いとなっております。

正副委員長につきましては、令和3年12月16日に開催された会派代表者会議で、前例に倣って選出することを確認しており、委員長に青木淳子議員、副委員長に柏木洋志議員が推薦されております。特別委員会設置後、議長が指名し、会議に諮るという扱いとなります。

委員会の日程及び運営方法につきましては、お手元に御配付しております予算特別委員会日程(案)及び確認事項(案)等のとおり実施したいと思いますので、御確認をお願いいたします。

委員席につきましては、おおむね前例のとおりとしてございます。

なお、最終本会議で行う会派代表討論の順番は、予算特別委員会終了後、抽せんにより決定を致したいと存じます。なお、2月10日開催の会派代表者会議で協議されておりますとおり、質疑は担当課が分かる質疑項目を会派ごとに発言順を記入の上、2月28日月曜日の正午までに通告し、再質疑は関連する範囲で行うこと、事前通告した質疑項目は取下げ可能とし、その場合は、至急、質疑一覧を議会事務局に御提出いただくこと等が確認をされてございます。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

◇

④ 市長施政方針表明に対する会派代表質問について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、④市長施政方針表明に対する会派代表質問について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、市長施政方針表明に対する会派代表質問につきまして御説明いたします。

市長施政方針表明に対する会派代表質問の会派ごとの質問時間は、先例により決まっております。自由民主党及び社民・ネット・緑と風がそれぞれ25分、日本共産党及び公明党がそれぞれ20分、新しい議会が15分、1人会派はそれぞれ10分でございます。

質問の順番は、本日の議会運営委員会終了後に抽せんにより決定いたしたいと存じます。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

◇

(2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案、請願・陳情等の取扱いについて、①議案等について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いと付託先について御説明申し上げます。

初めに、議案等の取扱いについて御説明を致します。議事日程（第1号）を御覧ください。日程第8、第4号議案国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第9、第7号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては関連する事件であることから、先例に倣い、一括議題となります。これらの取扱いにつきましては、先ほどの市長御挨拶にもありましたとおり、即決の扱いでお願いしたいと存じます。

日程第14、第10号議案東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきましては、先例により、即決の扱いでお願いしたいと存じます。

日程第25、議員提出第1号議案国立市議会会議規則の一部を改正する規則案につきましては、議会運営委員会で協議が調ったものでございますので、即決の扱いでお願いを致します。なお、本議員提出議案につきましては資料がございますので、併せて御配付を致しております。

次に、議案の付託先について御説明を致します。お手元に御配付の付託事件一覧表を御覧願います。第1号議案は福祉保険委員会、第2号議案から第6号議案までは総務文教委員会、第8号議案及び第9号議案は福祉保険委員会になります。

第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案は各常任委員会になります。第12号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案から、第14号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案までは福祉保険委員会、第15号議案令和3年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案は建設環境委員会になります。第16号議案令和4年度国立市一般会計予算案から、第20号議案令和4年度国立市下水道事業会計予算案までの5件の令和4年度各会

計予算案につきましては、一括して予算特別委員会となります。議案の付託先は以上のとおりでございますが、その取扱いにつきまして御協議のほど、よろしくお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②請願・陳情についてに入ります。事務局から御説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 請願・陳情の付託先について御説明申し上げます。

陳情の付託先について御説明を致します。令和3年陳情第17号及び陳情第1号は総務文教委員会、陳情第2号は議会運営委員会、陳情第3号から陳情第5号までは総務文教委員会、陳情第6号は福祉保険委員会、陳情第7号は議会運営委員会、陳情第8号は建設環境委員会、陳情第9号は総務文教委員会になります。

陳情第4号につきましては、請願書ということで提出されておりますが、紹介議員の署名等がありませんので、陳情として取り扱うこととなります。

第4回定例会におきまして、閉会中の継続審査となっていました令和3年陳情第15号につきましては、去る2月7日総務文教委員会が開催されまして、再度継続審査となりました。初日の議事日程には掲載いたしません、本定例会中の総務文教委員会で審査されることとなります。そこで結論が出れば最終本会議の議事日程に掲載いたします。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いをいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、③追加議案について、事務局より御説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、市長の御挨拶にありましたように、審査請求に関する諮問につきまして、前半の本会議中に追加提案させていただきたいとのごことでございます。

これらの取扱いにつきましては、議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として掲載し、所管の委員会に付託する扱いとなります。

また、国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、国会に提案中の地方税法等の改正の公布がされ次第、追加提案させていただきたいとのごことでございます。この取扱いにつきましては、前半の本会議までに議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として掲載し、所管の委員会に付託する扱いとなります。なお、前半の本会議に間に合わない場合は、最終本会議の議事日程に掲載し、即決の扱いとなります。

次に、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について及び3件の国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、合計4件の人事案件につきましては、準備が整い次第、追加提案させていただきたいとのごことでございます。これらの取扱いにつきましては、議長宛てに提出されましたら、人事案件でございますので、先例に倣いまして、最終本会議の議事日程に登載することとなります。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧ください。報告事項は、総務文教委員会が5件、建設環境委員会が5件、福祉保険委員会が1件でございます。以上のとおりでございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 最後に、(3)議員提出議案の提出期限について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 意見書、決議などの議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣い、3月17日木曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。なお、福祉保険委員会での請願・陳情及び最終本会議での議決を受けて提出するものについては、この限りではないとなっておりますのでございます。

また、先例では、意見書、決議等の文案について、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされてございますので、3月1日火曜日の正午までに御配付を頂きますようお願いを致します。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

皆様の御協力を頂き、議題1、第1回定例会の議事運営について終了いたしました。

市長をはじめ、市当局におかれましては御退席していただいて結構でございます。お疲れさまでございました。



議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、続きまして議題2、議会基本条例の点検についてに入ります。

スケジュール、研修、点検方法の3点について、持ち帰りとなっておりますので、順次協議を進めてまいりたいと存じます。

初めにスケジュールについて、9月を目途とし、遅くとも12月までには点検を完了させるということで持ち帰りとなっております。このことについて、まずは御意見等を承りたいと思います。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 スケジュールについてですけれども、今おっしゃっていただいたように9月目途、遅くとも12月ということで、共産党会派についても、それでよろしいのではないかということになりました。

○【稗田美菜子委員】 虹の交渉団体におきましても、9月目途で12月を最終的に完成するという方向でよろしい、やっていきましょうということで意見がまとまりました。

○【青木淳子委員】 公明党会派におきましても、委員長が言われたように、タイムスケジュールとしては9月を目途に、そして遅くとも12月議会に提出ができるよう、完成できているようにということで了解を得ました。以上です。

○【藤江竜三委員】 私どもも、そのような形で問題ないと考えております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。皆様から御意見を賜りました。全ての方々の御意見は了とするということでよろしかったでしょうか。

それでは、ここで確認を取らせていただきます。スケジュールについて、9月を目途とし、遅くとも12月までには完了させることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

それでは、次に、研修について、所沢市議会の視察を行った議員を講師として、全議員を対象に実施するということをお持ち帰りいただいております。このことについての御意見等を承りたいと思います。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 共産党会派のほうでは、まず、何かしらの研修はするべきであるというところについては変わりありません。前回、持ち帰りとなっております所沢市へ研修へ行った議員による講習であるとか、学習であるとかということについては、どう実施するのかというところであるとか、また、その内容について、どれだけやれるのかというところで、難しいのではないかという意見が出ました。というところになっています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 おおむね外部講師を呼ぶということについてはなくてよいと。やらなくてよいと。何らかの全員による勉強会だったり、研修みたいなものは必要だとは考えますという内容なんですけど、その勉強会とか研修について、統一した見解をなかなかまとめることができずに、詳しく内部研修のようにやったほうがいいという御意見もあれば、そういう必要はなくて、少しでも評価に時間をかけ、その先の政策形成サイクルを回していくだとか、そういうことに議会として力を注いだったほうがいいとか、様々な意見がありました。

なので、外部講師を呼ぶということについては、呼ばずに、内部で、議会の中で何らかの勉強会だとか、学びの場、研修みたいなものができるというところまでは一致できたのかなというふうには思っておりますので、具体的にそれをどういう形というところまで、今、断言することはできないんで

すけれども、そのような形で意見を賜ってまいりました。

○【青木淳子委員】 公明党会派では、先ほど委員長が述べられたとおりで、予算を使用しないで、以前、所沢市に視察に行かれた議員による全議員への研修を行うということで了解するということがまとまっております。

○【藤江竜三委員】 研修については、外部から講師を呼ぶというのは、前から必要ないのではないかということを書いていたんですけれども、内部の研修については、聞きたいこと、所沢市に行った人に聞くにしても、具体的な内容があるならばということですね。それとともに、その講師となる議員は誰なのかという問題もありますし、講師陣の中でも、聞き方によって意見が異なるし、また、そのニュアンスも大きく異なってくるとなってしまうので、その辺を少し具体的に考えないと、内部での研修も難しさがあるのかなと思います。そういったことがクリアできて、どうしてもという形であれば開くという可能性もあるのではないかと考えています。

○【稗田美菜子委員】 虹の交渉団体としてまとめてきたことは、外部の講師は呼ばない。様々な意見があったということ意見を意見として述べたんですけれども、今、藤江議員からのお話の中で、内部研修について、どういうことというのを説明してくださいという内容で今御意見があったのか、確認をしたいんですが。

○【高柳貴美代委員長】 いかがですか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 具体的に聞きたいことというのはあるのかというのは、やっぱり気になるところで、所沢市へ行った人に何となくぼんやり話してくださいと言っても、なかなか話すほうとしてもポイントはどこなのかなというのが難しいのかなと思うので、議会基本条例のどの部分について、研修をやるならば必要なのかなと。

○【稗田美菜子委員】 すみません。それが定まらなかったの、何らかの形の勉強会なり、様々な意見がある交渉団体ですので。ただ、少なくとも、議運を前に進めていくために、外部講師を呼ばないということはまとめてまいりましたので、なぜ内部研修のことについて、きちんと詰めてこなかったことに疑問を感じられているのか、それとも、意見として出すことも妨げられているのか、ちょっと私には理解ができなかったんですけど、それは意見として出すことも難しかったということですかね。まとめてこなかった責任があるということをおっしゃりたかったんですか。

○【高柳貴美代委員長】 ちょっとここで暫時休憩と致します。

午前10時32分休憩



午前10時40分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。暫時休憩中に皆様に、より協議を深めていただききました。その結果、本日の持ち帰りである所沢市議会に視察を行った議員を講師とし、全議員を対象に実施するというをお持ち帰りいただきました。そして、各会派で協議の結果、研修は何らかの形ですべきであるということ、そして、スケジュール感、また、予算の面からも難しい面があるので、外部講師に来ていただくような研修ではなしに、内部での研修を今後行っていくべきだということは皆さんで一致いたしました。

ただし、その内部の研修に関しては、どのような形で行っていくべきなのかをこれから深く協議をしていきたいということでございました。なので、この件について、皆様に再度持ち帰りいただきまして、各交渉団体、各会派で協議を深めていただきまして、次回の議会運営委員会で御意見として頂

きたいと思います。そちらのほうでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

次に、点検方法についてに入ります。評価しない条項をバー表示とすることを含めて、A、B、Cのような4段階で評価することを持ち帰りとなっております。このことについての御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 今、委員長のおっしゃっていただいたA、B、C、そしてバーの4段階の段階的評価、これでよいのではないかというふうにまとまりました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 基本的に4段階で、3段階プラスバーでいいのではないかというふうに意見をまとめてまいりました。意見としてありましたのは、評価をするに当たって主観的になってはいけないので、それぞれが何か基準となるようなものを統一したほうがいいのではないかという意見もありました。以上です。

○【藤江竜三委員】 所沢市のようにA、B、C、バーというような形で、具体的にやっていくという方向でよいかというように考えているんですけども、ただ、A、B、Cというふうにしますと、ちょっと曖昧になるところが出てきてしまうのかなど。主観が入るといえるか、これはAだけど、これはBというふうになってしまうので、もっとマル・バツ、バーというような形で、より具体的にしたほうがよいのではないかというふうにも考えているんですけども。

○【高柳貴美代委員長】 すみません、藤江委員。今回、A、B、Cとバーで4段階ということで持ち帰ったんですけども、そのことに関しては了とするという？（「そのことに、方向性としてはいいんですけど」と呼ぶ者あり）方向性としては了とすると。それで、評価をしていくに当たっては、さらにこれから協議が必要であるということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。青木委員。

○【青木淳子委員】 公明党会派は、段階的に評価するというので4段階、A、B、Cプラスバーを報告して意見がまとまっております。公明党として出させていただいた、Aは規定を上回る、Bは規定どおり、Cが規定を下回る、このような3段階とプラスバーで4段階で、評価方法はいいのではないかとということでまとまっております。

○【高柳貴美代委員長】 それでは、この4段階ということは了とすると。（「そうです」と呼ぶ者あり）先ほどのように、これから評価していく段階で、もう少し細かく協議が必要だということよろしいですか。（「はい。そうですね」と呼ぶ者あり）ほかに。古濱委員はよろしいですか。

○【古濱薫委員】 大丈夫です。

○【高柳貴美代委員長】 それでは、ここでちょっと確認を取らせていただきます。点検方法については、バー表示を含めて4段階で評価することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。御異議なしと認め、そのように決定いたします。ここまで持ち帰りいただいたことは、全て確認できました。

今後の点検の進め方等につきましては、研修の件につきましても、皆さん、今後より協議を深めていきたい、内部の研修での協議を深めていきたいということであるので、そちらのほうはお持ち帰りいただき、さらに協議を進め、次回、御意見を頂きたいということが1点。それから、点検方法につきましても、今、皆様に御意見を頂きました中で、了とするということではありますが、今後、評価

の内容について、どのような評価をしていくかということも、時間がタイトでございます。皆様、議
会中で大変お忙しいところ、申し訳ありませんが、しかし、集まる機会が多いと思いますので、その
点検方法の具体的な方法に関しても、ぜひお持ち帰りいただきまして、各交渉団体、会派で協議を行
っていただき、次回、御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上で、
議題2を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を散会と致します。
皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時46分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年2月18日

議会運営委員長

高 柳 貴 美 代